別添　評価料金（第30条第1項）

公益財団法人沖縄県建設技術センター評価等業務料金

（設計住宅性能評価の評価料金）

第１　業務規程第３０条に規定する設計住宅性能評価の評価料金等の額は、設計住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、次の表の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）第３条第２項の性能表示事項のうち必須評価項目のある４分野のみについて評価する場合	別表第１の（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	別表第２の（ろ）欄に掲げる額
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

２　別表第１及び第２の(い)欄の床面積の合計は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	設計住宅性能評価を申請する場合	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
(3)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
(4)	センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を、大規模に変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

（建設住宅性能評価の評価料金）

第２　業務規程第２７条に規定する建設住宅性能評価の評価料金の額は、建設住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、次表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。なお、原則として建設住宅性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の１０分の１（小数点以下は、切り上げる。）の住戸を検査対象とする。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、全ての評価対象住戸を検査対象とす

る。

(1)	住宅の品質確保促進等に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）第３条第２項の性能表示事項のうち必須評価項目のある４分野のみを評価する場合	別表第３の（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	別表第４の（ろ）欄に掲げる額
(3)	(1)又は(2)に加えて室内空気中の化学物質の濃度等を評価する場合	(1)又は(2)に別表第５に掲げる額を加える
(4)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

2　別表第３及び第４の(い)欄の床面積の合計は、次表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	建設住宅性能評価を申請する場合	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
(4)	センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を、大規模に変更して再度申請する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

3　共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、第１項及び第２項にかかわらず、申請者の希望により、評価対象住戸数の１０分の１（小数点以下は、切り上げる。）を超えて、住戸毎の性能に関する目視又は計測を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の１０分の１（小数点以下は、切り上げる。）を減じたものに、次表の左欄に掲げる区分に応じた同表各号の右欄の額を乗じたものを、第１項に定める額に加算する。

（税込）

(1)	施行規則第３条第２項の性能表示事項のうち必須評価項目のある４分野のみについて評価を希望する場合	15,400円
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	15,400円＋K×2,200円
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

（注）１．Ｋ＝（１～６）評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

（他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金）

第３　建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る直前の設計住宅性能評価を行った者がセンターでない場合は、前条の料金の額に次表の左欄に掲げるげる場合の区分に応じ、同表各項の右欄に定める額を加算するものとする。

(1)	施行規則第３条第２項の性能表示事項のうち必須評価項目のある４分野のみについて評価を希望する場合	別表第６の（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて選択評価項目に係る分野の追加を希望する場合	別表第７の（ろ）欄に掲げる額
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額

（所在地に応じた料金の加算）

第４　建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が、別表第８（所在地に応じた料金の加算）に定める区分に応じ、料金の額を加算することができる。

（住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の場合の評価料金）

第５　住宅性能評価において、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合は、第１、第２及び第３の評価料金の額から、別表第９（住宅型式性能認定住宅料金減額基準）により計算した額を減額する。

（型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合の評価料金）

第６　住宅性能評価において、型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合は第１、第２及び第３の評価料金の額から、別表第１０（型式住宅部分等製造者が申請を行う住宅料金減額基準）により計算した額を減額する。

（室内空気中の化学物質の濃度等の任意測定にかかる料金）

第７　住宅性能評価申請とは別に、室内空気中の化学物質の濃度等の測定依頼がある場合の料金は、別表第５に掲げる額とし、対象となる住宅等が遠隔地にある場合は、第４を準用する。

（評価業務料金返還等について）

第８　評価業務のうち建設住宅評価において、契約の取り下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別表第１１（評価業務料金返還額算定基準）により計算した額とする。ただし、料金が支払われていない場合には、第２及び第３の評価料金の額から別表第１１により計算した額を減じて請求するものとする。

（住宅性能評価書の再交付等の手数料について）

第９　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第４条第４項、第7条第４項及び第５項に基づき住宅性能評価書を再交付する場合の手数料は別表第12のとおりとする。

（評価業務料金の端数処理について）

第10　第１から第３まで及び第５から第６までに規定する料金については、100円未満は切り捨てるものとする。

（長期使用構造等であることの確認の料金）

第11　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第１項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及及び促進に関する法律（平成20年法律第87号）第２条第４項に規定する長期使用構造等をいう。以下同じ。）であることの確認を行う場合の料金の額は、長期使用構造等に係る申請一件につき定めるものとし、第13表の各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

別表第１（設計住宅性能評価料金（必須評価項目のある４分野のみ））

	（い） 床面積の合計	（ろ） 料金の額　（円）（税込）
戸建住宅	全　　て	50,600
共同住宅等	500㎡未満	60,500＋M×13,200
	500㎡以上1,000㎡未満	77,000＋M×13,200
	1,000㎡以上2,000㎡未満	103,400＋M×13,200
	2,000㎡以上3,000㎡未満	165,000＋M×13,200
	3,000㎡以上10,000㎡未満	297,000＋M×13,200
	10,000㎡以上50,000㎡未満	462,000＋M×13,200
	50,000㎡以上	957,000＋M×13,200

（注）１．Ｍ：は評価対象住戸数とする。

別表第２（設計住宅性能評価料金（選択評価項目のある分野を追加する場合））

	（い） 床面積の合計	（ろ） 料金の額　（円）（税込）
戸建住宅	全　　て	50,600＋Ｋ×2,200
共	500㎡未満	60,500＋M×(13,200＋K×2,200)

同住宅等	500㎡以上1,000㎡未満	77,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	1,000㎡以上2,000㎡未満	103,400＋M×(13,200＋K×2,200)
	2,000㎡以上3,000㎡未満	165,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	3,000㎡以上10,000㎡未満	297,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	10,000㎡以上50,000㎡未満	462,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	50,000㎡以上	957,000＋M×(13,200＋K×2,200)

（注）１．Ｍ：は評価対象住戸数とする。

２．Ｋ＝（１～６）評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

別表第３（建設住宅性能評価料金（必須評価項目のある４分野のみ））

	(い) 床面積の合計	(ろ)料金の額 料金　(税込)
戸建住宅	100㎡未満	61,600
	100㎡以上200㎡未満	72,600
	200㎡以上500㎡未満	92,400
	500㎡以上	P×70,400＋92,400
共同住宅等	500㎡未満	N×74,800＋M×13,200
	500㎡以上1,000㎡未満	N×106,700＋M×13,200
	1,000㎡以上2,000㎡未満	N×132,000＋M×13,200
	2,000㎡以上10,000㎡未満	N×264,000＋M×13,200
	10,000㎡以上50,000㎡未満	N×440,000＋M×13,200
	50,000㎡以上	N×874,500＋M×13,200

（注）１．Ｐ：は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。

２．Ｍ：は評価対象住戸数とし、Ｎ：は検査を行う回数とする。

別表第４（建設住宅性能評価料金（選択評価項目のある分野を追加する場合））

	(い) 床面積の合計	(ろ)料金の額 料金　(税込)
戸建住宅	100㎡未満	61,600＋K×2,200
	100㎡以上200㎡未満	72,600＋K×2,200
	200㎡以上500㎡未満	92,400＋K×2,200
	500㎡以上	P×70,400＋92,400＋K×2,200
共同住宅等	500㎡未満	N×74,800＋M×(13,200＋K×2,200)
	500㎡以上1,000㎡未満	N×106,700＋M×(13,200＋K×2,200)
	1,000㎡以上2,000㎡未満	N×132,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	2,000㎡以上10,000㎡未満	N×264,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	10,000㎡以上50,000㎡未満	N×440,000＋M×(13,200＋K×2,200)
	50,000㎡以上	N×874,500＋M×(13,200＋K×2,200)

（注）１．Ｐ：は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。

２．Ｍ：は評価対象住戸数とし、Ｎ：は検査を行う回数とする。

３．Ｋ＝（１～６）評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

別表第５（空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額）

	(い) 測定物質の種類	(ろ) 料金の額（円）（税込）
戸建住宅	ホルムアルデヒド	45,100
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチレンベンゼン、スチレン	67,100
共同住宅等	ホルムアルデヒド	M×22,000＋23,100
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチレンベンゼン、スチレン	M×44,000＋23,100

（注）1．測定の方法は、測定バッジによるパッシブ採取方式による方法とする。
2．住宅性能評価方法基準６－４(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。
3．戸建て住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。
4．M：は評価対象住戸数とする。

別表第６（他者が設計住宅性能評価を行なった場合の料金加算額（必須評価項目のある４分野のみ））

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金加算額　（円）（税込）
戸建住宅	100㎡未満	7,150
	100㎡以上200㎡未満	9,900
	200㎡以上500㎡未満	17,600
	500㎡以上	P×10,450＋17,600
共同住宅等	500㎡未満	30,800＋M×7,700
	500㎡以上1,000㎡未満	37,400＋M×7,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満	51,700＋M×7,700
	2,000㎡以上10,000㎡未満	143,000＋M×7,700
	10,000㎡以上50,000㎡未満	231,000＋M×7,700
	50,000㎡以上	473,000＋M×7,700

（注）1．P：は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。
2．M：は評価対象住戸数とする。

別表第７（他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（選択評価項目のある分野を追加する場合））

	(い) 床面積の合計	(ろ) 料金加算額　（円）（税込）
戸建住宅	100㎡未満	7,150＋K×550
	100㎡以上200㎡未満	9,900＋K×550
	200㎡以上500㎡未満	17,600＋K×550
	500㎡以上	P×10,450＋17,600＋K×550
共	500㎡未満	30,800＋M×(7,700＋K×550)

同住宅等	500㎡以上1,000㎡未満	37,400＋M×(7,700＋K×550)
	1,000㎡以上2,000㎡未満	51,700＋M×(7,700＋K×550)
	2,000㎡以上10,000㎡未満	143,000＋M×(7,700＋K×550)
	10,000㎡以上50,000㎡未満	231,000＋M×(7,700＋K×550)
	50,000㎡以上	473,000＋M×(7,700＋K×550)

（注）１．Ｐ：は延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値とする。
２．Ｍ：は評価対象住戸数とする。
３．Ｋ＝（１～６）評価対象住戸における追加を希望する分野数とする。

別表第８（所在地に応じた料金の加算）

（い） 区分	（ろ） 料金加算額（税込）
浦添市、宜野湾市、北谷町、北中城村、中城村	５５０円
那覇市、沖縄市、豊見城市、嘉手納町、西原町、与那原町、南風原町、読谷村	１，１００円
うるま市、南城市、八重瀬町	１，６５０円
糸満市、金武町、恩納村	２，２００円
宜野座村	２，７５０円
名護市	３，３００円
本部町、今帰仁村、大宜味村	３，８５０円
国頭村、東村	４，４００円

（注）住宅の所在地が本島以外の市町村又は離島にあっては、申請者と協議のうえ船又は航空便出発地の料金加算額に、船賃又は航空運賃等その実費額を加えるものとする。
建築基準法の中間検査及び完了検査と同時に行う場合は、その回の料金加算は行わない。

別表第９（住宅型式性能認定住宅料金減額基準）

	（い） 床面積の合計	（ろ） 設計住宅性能評価の料金から減ずる額（円）	（は） 建設住宅性能評価の料金から減ずる額（円）
戸建住宅	100㎡未満	別表第１及び別表第２に定める額の５％	別表第３及び別表第４に定める額(紛争処理負担金相当分を除く)の３０％
	100㎡以上200㎡未満		
	200㎡以上500㎡未満		
	500㎡以上		
共同住宅等	500㎡未満		
	500㎡以上1,000㎡未満		
	1,000㎡以上2,000㎡未満		
	2,000㎡以上10,000㎡未満		
	10,000㎡以上50,000㎡未満		
	50,000㎡以上		

（注）第５による住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅の第１、第２及び第３に定める料金から

減ずる額は、上表の(い)欄に掲げる区分に応じ、第１に定める設計住宅性能評価の申請料金については、同表の（ろ）欄に掲げる額とし、第２に定める建設住宅性能評価の申請料金については、同表　の（は）欄に掲げる額とする。

別表第１０（型式住宅部分等製造者が申請を行う料金減額基準）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる額（円）	(は) 建設住宅性能評価の料金から減ずる額（円）
戸建住宅	100㎡未満	別表第１及び別表第２に定める額の５％	別表第３及び別表第４に定める額(紛争処理負担金相当分を除く)の３０％
	100㎡以上200㎡未満		
	200㎡以上500㎡未満		
	500㎡以上		
共同住宅等	500㎡未満		
	500㎡以上1,000㎡未満		
	1,000㎡以上2,000㎡未満		
	2,000㎡以上10,000㎡未満		
	10,000㎡以上50,000㎡未満		
	50,000㎡以上		

（注）１．第６による型式住宅部分等の製造者としての認証を受けた者が申請を行う場合に、第１、第２及び第３に定める料金から減ずる額は、上表の(い)欄に掲げる区分に応じ、第１に定める設計住宅性能評価の申請料金については、同表の（ろ）欄に掲げる額とし、第２に定める建設住宅性能評価の申請料金については、同表の（は）欄に掲げる額とする。

別表第１１（評価業務料金返還額算定基準）

	(イ) 申請の取り下げを行った時期	(ロ) 当該申請料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第１回の現場検査の前日まで	０．９５
	第１回の現場検査を実施した日から第２回の現場検査の前日まで	０．７
	第２回の現場検査を実施した日から第３回の現場検査の前日まで	０．４５
	第３回の現場検査から第４回の現場検査の前日まで	０．２
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第１回目の現場検査の前日まで	０．９５
	第１回目の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査を実施する日の前日まで	１－{(Ｊ÷Ｎ×0.95)＋0.05} ※Ｊは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Ｎは検査回数とする。(小数点第3位以下は四捨五入とする。)

（注）１．第８に定める建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額は、上表の（イ）欄の申請の取り下げを行った時期に応じた（ロ）欄の率に当該申請料金を乗じた額

とする。

２．戸建住宅においては第４回目の現場検査を実施した日以降、及び共同住宅等においては竣工時（最終回）の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。

別表第12（住宅性能評価書の再交付等の手数料）

戸建住宅・共同住宅等	交付書1通につき、2，200円（税込）

別表第13（長期使用構造等であることの確認の料金）

	（い） 床面積の合計	（ろ） 料金の額　（円、税込）
戸建住宅	(1)長期使用構造等であることの確認を行う場合	46,000
	(2)住宅性能評価と併せて長期使用構造等であることの確認を行う場合	別表第２において、長期使用構造等確認をＫ（評価対象住戸における追加を希望する分野数）と読み替え（ろ）欄の式を準用して算定した額
	(3)上記の計画変更に係る料金	上記料金に1/2を乗じた額
共同住宅等	(1)長期使用構造等であることの確認を行う場合	
	500㎡未満	108,000
	500㎡以上1,000㎡未満	170,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	347,000
	2,000㎡以上3,000㎡未満	347,000
	3,000㎡以上10,000㎡未満	618,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	1,984,000
	50,000㎡以上	3,554,000
	(2)住宅性能評価と併せて長期使用構造等であることの確認を行う場合	別表第２において、長期使用構造等確認を行う対象住戸数をM、当該住戸における追加を希望する分野数をＫと読み替え（ろ）欄の式を準用して算定した額
	500㎡未満	
	500㎡以上1,000㎡未満	
	1,000㎡以上2,000㎡未満	
	2,000㎡以上3,000㎡未満	
	3,000㎡以上10,000㎡未満	
	10,000㎡以上50,000㎡未満	
	50,000㎡以上	
	(3)上記の計画変更に係る料金	上記料金に1/2を乗じた額